

ナムランクォーターリー

Namrun Quarterly

発行所 / 弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階 制作協力 / 株式会社 陸風社 <https://www.rikufusha.co.jp/>

Index

しょうこさんとらいと君
…1

【事件ファイルより】
国際契約に関する紛争解決手段
— 訴訟? 仲裁?
…2 ~ 3

【最近の判例から】
ブランド名のハッシュタグ
使用につき商標権侵害が
認められた事例
…3 ~ 4

【事務局から】
…4

し
ょ
う
こ
さ
ん
と
ら
い
と
君

皆さん、今回は、少し趣向を変えて、新人をご紹介しますと思います。と申しましても、新しい弁護士さんでも秘書さんでもありません。アバターとまではいえないのですが、商子(しょうこ)さんと来人(らいと)君というウェブ上のキャラクターです。



しょうこさん



らいと君

製造会社に新入社員として入社したしょうこさんは、知的財産部に配属されました。T弁護士の後輩なのですが、大学で知的財産権を学んだことはなく、T先輩にいろいろ質問してきます。すぐに仲間に入りたがるN弁護士も加わって、知的財産とはどのようなものなのか、どんな種類のものがあるのか、重要判例などもご紹介しながら、T弁護士、N弁護士としょうこさんの会話形式でのレクチャー?が展開していきます。

らいと君は、かつてN弁護士の個人情報保護法のクラスで講義を受けたそうです。

今の若者らしく、果敢に起業をしたというらいと君も知的財産のことをいろいろ聞きたいようで、N弁護士の事務所にやってきては様々な知的財産法の質問を投げかけます。

N弁護士やT弁護士は時に二人の鋭い質問や、基本的な質問だけれど答えるのがとても難しい質問に、たじたじとする場面もあっても、秘密保持義務に反しないように気を付けながら、これまでの取り扱った事件の苦労話も交えて二人に話をしていきます。

まだまだ、お話は始まったばかりで、

<https://www.chizai.info/>

にアクセスいただけるとその内容がご覧いただけます。

新入社員のご研修や、いまさら聞けない…という中堅の皆様にも楽しんでいただけるようなウェブサイトにしたいと考えております。

ご推察のとおり、N弁護士編は苗村博子、T弁護士編は田中敦が執筆しております。なお、しょうこさん、らいと君、N弁護士、T弁護士の作画は、当事務所の職員で、職務著作ということで、著作権は事務所のものとなり、万が一に備え、著作人格権の不行使も約束してもらっています。こんな話もT弁護士が、らいと君に教えていく内容の一つだと思います。

未永く、可愛がってもらえるキャラクターに育ってくれるといいなと思っております。ぜひ、一度アクセスしてみてください。

苗村 博子
(なむら ひろこ)

